

関市防災基本条例(案)

に対する意見の概要と市の考え方

令和6年4月
関市 危機管理課

様式 4

「関市防災基本条例（案）」 に対していただいたご意見とこれに対する市の考え方

案件番号	分割	意見番号	頁・行	意見内容	市の考え方
106		1	P5 9(3)	<p><修正意見></p> <p>市内の土地の所有者又は管理者は、災害時において支障となる立木及び土砂等の流出防止に必要な措置を講じ、適正な土地の管理に努めるものとします。</p> <p><理由></p> <p>熱海のような事故のおそれや相続登記がなく所有者が不明の土地もあると思います。</p> <p>森林の所有者等に限らずに、土地の改変(伐採、掘削、切盛土等)を行う場合なども含めて、土地所有者等の責務を明確化した規定が良いと思います。</p>	<p>市の施策や業務は、既存の法律や条例を遵守したうえで業務を遂行しています。</p> <p>条例案には、法令と重複する事項は規定しませんが、平成30年7月豪雨で被災した市民の声や、策定委員会の意見において、「津保川が越水した原因の一つは、流木が河川に流出し、橋脚に引っかかることで水位上昇を招きはん濫したのでは。」との意見があったことから、特に取り組む必要がある防災対策として明記しています。今後条文を整理する上で参考とさせていただきます。</p>

106		2	P3 3	防災基本条例が地域防災計画等の上位規定であれば、基本理念に「地域防災計画に修正等においては本条例を尊重・反映」させる旨を明示する必要がある。	条例案の「3基本理念」には、防災対策を実施するうえで、基本として共有すべき考え方を明記しています。 条例は、防災の基本的な考え方を示すもので、条例の考え方を地域防災計画や各種防災施策に反映してまいります。
106		3	その他	本案では議会の関与が全く謳われておらず、防災等に関する調査・市への提言並びに復旧に伴う市への協力等が必要である。	議会は、市民の代表として、執行機関の意思を決定することや、監視する機能を担っており、日頃から、防災に関する調査及び研究を行い、市の災害対策への助言を行う役割がありますので、現行のままとさせていただきます。 また、地域防計画では、議会の役割を記載し、「防災対策について市への提言、又は復旧に伴う市との相互協力」を明記し、防災対策を実施するものとしています。
106		4	P5 9	能登半島地震では家屋の倒壊による被害が甚大であったことから、建築物等の安全確保における市の役割として、耐震診断等に関する指導並びに支援を盛り込む必要がある。	条例案「7市の責務」において、被害を最小限にとどめるため、防災対策を総合的に推進します。」として既に含まれています。個別具体的な防災対策は、地域防災計画や各種計画に定め計画的に進めて

					参りますので、現行のままとさせていただきます。 各種法令や各種計画に基づき耐震診断等に関する指導を行い、支援策では、啓発用パンフレットを用い、あらゆる機会を通じて周知してまいります。
106		5	P5 10	避難行動の準備で市民にハザードマップ等の確認を求めているなら、市の責務としてハザードマップ等を市民、事業者に公開・提供することが前提となるため、防災知識の普及等のいずれかに明示する必要がある。また、避難においては避難ルートの確保が重要であることから、市が管理する道路に関しては拡幅等の整備を図る等の支援を平時より進める旨を明示する必要がある。	条例案は、防災の基本的な考え方を示すものであり、市は、「7市の責務」において、被害を最小限にとどめるため、防災対策を総合的に推進します。」として、個別具体的な防災対策は、地域防災計画や各種計画に定め計画的に進めて参りますので、現行のままとさせていただきます。
106		6	P6 11	物資の備蓄等では医薬品の備蓄が個々で必要である。また、能登半島地震では物資の備蓄より物資輸送に課題がみられたことから当該項目には物資輸送に関する事項も盛り込むことが必要である。	条例案は、防災の基本的な考え方を示すものであります。 災害時の生活に必要な物資は、家庭により異なり、能登半島地震では、ライフラインの途絶によりトイレが使用できず衛生面の課題があったことから、特に、取り組んでいただきたい物資の備蓄として携帯トイレを例示しています。また、物資の備蓄等では、

					各家庭で必要な備蓄品を啓発用パンフレットを用い、あらゆる機会を通じて周知し、また、物資輸送については、倒木等により道路の通行が長期間途絶しないよう未然に防災する取り組みや、事業者と連携した物資輸送体制を構築してまいりますので、現行のままとさせていただきます。
106		7	その他	全体として不足する部分が多いと感じるが基本条例という位置づけから、個別具体的に規定するのではなく、全てのエッセンスを網羅するような構成で条例化して頂きたい。	条例案は、市の防災に対する基本的な考え方を示し、大規模な自然災害から命をまもるため、自助、共助、公助がそれぞれの役割を果たし、平時から協働して推進する必要があります。大規模災害では公助も被災することから、特に自助、共助で取り組んでいただきたい防災対策を明記したいと考えておりますので、現行のままとさせていただきます。 その他、個別具体的な防災対策は、各種計画に定め、啓発用パンフレットを用い、あらゆる機会を通じて周知してまいります。
106		8	P3 2	定義 市内に通学する学生・事業所への通勤者・行旅人の記述の必要はないか。	条例は、防災の基本的な考え方を示すもので、特に市民、事業者、地域で取り組んでいただきたい防災対策を明記しています。

					市内に通学する学生、行旅人の防災対策は、地域防災計画に定め計画的に進め、事業所への通勤者は、「5（1）従業員等」に含まれていますので、現行のままとさせていただきます。
106		9	P5	<p>市の責務</p> <p>災害対策基本法では、行政は住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。」とされており、消防団等充実強化法では、地域防災力の充実強化には、多様な主体が適切な役割分担をしながら、相互に協力して取り組むことが重要とされるとともに、地域防災力の充実強化は行政の責務と明記されています。</p> <p>市民と事業者に減災への努力義務を課すのであれば、施策の全てに市の積極的な関与が必要であり「関係者相互の連携と協力により防災対策を総合的に実施します。」とされてはどうか。</p>	<p>防災基本条例は、特に市民、事業者、地域で取り組んでいただきたい防災対策を明記しています。</p> <p>防災基本条例「3基本理念」において、市民、事業者、自主防災組織、及び市がそれぞれの役割及び責任を果たし、平時から協働して推進しなければならない。」とし、関係者相互の連携と協力により防災対策を総合的に実施」することも既に含まれていますので、現行のままとさせていただきます。</p>

106		10	P6 13	<p>要配慮者の支援</p> <p>避難行動要支援者名簿情報提供等拒否者以外の要支援者について、平時と有事にわけて避難支援等関係者に対する情報提供方法を記述しては。</p> <p>また、行政の作成する個別避難計画と合わせ、本人・地域が作成する個別避難計画の具体的な取り組み等について記述の必要はないか。</p>	<p>市の施策や業務は、既存の法律や条例を遵守したうえで業務を遂行しています。</p> <p>条例には、法令と重複する内容は規定しませんが、各種団体の代表者で構成した防災条例策定委員会の意見から、日頃の要配慮者の支援について、分かりやすく基本的な考え方を示しています。</p> <p>個別具体的な防災対策では、法律や条例、地域防災計画などの各種計画に定め推進してまいりますので、現行のままとさせていただきます。</p>
-----	--	----	----------	---	---